



国総観事第234号
平成19年3月12日

(社) 全国旅行業協会会長 殿

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官



旅行業法施行要領の一部改正について

旅行業法施行規則の一部を改正する省令(平成16年国土交通省令第10号)の施行に伴い、旅行業法施行要領(平成17年2月28日付け国総旅振第386号)の一部を別添のとおり改正するので、貴協会傘下会員に対し周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するようによろしく取り計らわれたい。

なお、本通達は平成19年5月12日より適用する。

(別添)

旅行業法施行要領(平成17年2月28日付け国総旅振第386号)の一部を次のとおり改正する。

第一号様式を別紙のように改める。

第1号様式

旅行業務に係る事業の計画(1)

1. 氏名又は名称及び住所

氏名又は名称： _____

住 所： _____

2. 会社(または事業)の沿革

3. 主たる株主(株式会社のみ)

株 主 名	株 数	構 成 比	会 社 と の 関 係
1.	株	%	
2.	株	%	
3.	株	%	
4.	株	%	
5.	株	%	
6.	株	%	
7.	株	%	
小 計	株	%	_____
発行済株式総数	株	%	_____

旅行業務に係る事業の計画（２）

４．兼業の有無

５．従業員数等

常勤役員数 _____人

内 旅行部門担当役員数 _____人

内 旅行業務取扱管理者有資格者 総合旅行業務 _____人

国内旅行業務 _____人

全従業員数（役員は除く） _____人

内 旅行部門担当従業員 _____人

内 旅行業務取扱管理者有資格者 総合旅行業務 _____人

国内旅行業務 _____人

６．旅行業務の概要

旅行業務に係る事業の計画（３）

7. 取扱商品

区 分		取扱の有無		年間取引見込額（百万円）		目標収入 額（千円）	備 考
		海外	国内	海 外	国 内		
自社募集型企画旅行	自社販売						下記(1)参照
	他社販売						
受注型企画旅行							修学旅行取扱 有・無
手配旅行							
所属する代理業者の取扱							下記(2)参照
（計）							
他社募集型企画旅行							下記(3)参照
旅行素材卸販売等							
（合計）							

記

（１）自社募集型企画旅行

1) ブランド名（ブランド名がついている自社募集型企画旅行がある場合）

海外旅行：

国内旅行：

2) 委託販売（法14条の2関係）

第1種旅行者____社 ____営業所

第2種旅行者____社 ____営業所

第3種旅行者____社 ____営業所

3) 募集型企画旅行を実施する市町村（第3種旅行者である場合）

（２）自社の旅行業務を取り扱わせる代理業者がある場合

____社 ____営業所

（３）他社募集型企画旅行代売

第1種旅行者____社：

第2種旅行者____社：

第3種旅行者____社：

旅行業務に係る事業の計画（４）

８．インバウンド業務の取扱の有無

（及び有りの場合の通訳案内業免許受有者の確保の有無）

９．旅行券発行の有無（及び有りの場合はその内容）

１０．手配の確実性を証する契約先

（１）国際・国内航空券の発券体制

国 際 航 空 券		摘 要
（ア）IATAとの契約	有・無	・ 該当する項目すべてに記載して下さい。
（イ）IATA非加盟航空会社との契約 航空会社名： _____	有・無	
（ウ）提携業者名： _____		
国 内 航 空 券		
（ア）航空会社との契約	有・無	・ 該当する項目すべてに記載して下さい。
航空会社名： _____		
（イ）提携業者名： _____		

（２）海外手配業者等との契約状況

提携業者名	所 在 地	手 配 地 域

新

（第一号様式）

旅行業務に係る事業の計画（3）

7. 取扱商品

区分	取扱の有無		年間取引見込額（百万円）		目標収入 額（千円）	備考
	海外	国内	海外	国内		
自社専集型企画旅行	自社販売					下記(1)参照
	他社販売					
受注型企画旅行						修学旅行取扱有・無
手配旅行						
所属する代理業者の取扱						下記(2)参照
(計)						
他社専集型企画旅行						下記(3)参照
旅行素材卸販売等						
(合計)						

記

- (1) 自社専集型企画旅行
 1) ブランド名（ブランド名がついている自社専集型企画旅行がある場合）
 海外旅行： _____
 国内旅行： _____
 2) 委託販売（法14条の2関係）
 第1種旅行業者 _____社 _____営業所
 第2種旅行業者 _____社 _____営業所
 第3種旅行業者 _____社 _____営業所
 3) 専集型企画旅行を実施する市町村（第3種旅行業者である場合） _____

(2) 自社の旅行業務を取り扱わせる代理業者がある場合 _____社 _____営業所

(3) 他社専集型企画旅行代売
 第1種旅行業者 _____社：
 第2種旅行業者 _____社：
 第3種旅行業者 _____社：

旧

（第一号様式）

旅行業務に係る事業の計画（3）

7. 取扱商品

区分	取扱の有無		年間取引見込額（百万円）		目標収入 額（千円）	備考
	海外	国内	海外	国内		
自社専集型企画旅行	自社販売					下記(1)参照
	他社販売					
受注型企画旅行						修学旅行取扱有・無
手配旅行						
所属する代理業者の取扱						下記(2)参照
(計)						
他社専集型企画旅行						下記(3)参照
旅行素材卸販売等						
(合計)						

記

- (1) 自社専集型企画旅行
 1) ブランド名（ブランド名がついている自社専集型企画旅行がある場合）
 海外旅行： _____
 国内旅行： _____
 2) 委託販売（法14条の2関係）
 第1種旅行業者 _____社 _____営業所
 第2種旅行業者 _____社 _____営業所
 第3種旅行業者 _____社 _____営業所
 (2) 自社の旅行業務を取り扱わせる代理業者がある場合 _____社 _____営業所

(3) 他社専集型企画旅行代売
 第1種旅行業者 _____社：
 第2種旅行業者 _____社：

旅行業法施行要領の一部改正について

平成 19 年 3 月
観光事業課

背景

地域が企画する創意工夫に満ちた旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、第3種旅行者が募集型企画旅行を行えるように検討を行う旨、「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」(平成18年2月15日構造改革推進本部決定)に盛り込まれたところ。

これを受け、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとすること等を内容とする報告書が平成18年6月に取りまとめられたところ。

これを踏まえ、旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)を改正し、第3種旅行者による募集型企画旅行の実施に関し必要な規定の整備を行うこととしているところ(平成18年12月23日付パブリックコメント「旅行業法施行規則の一部改正について」)であるが、あわせて、「旅行業法施行要領」(平成17年国総旅振第386号)を のように改正する。

改正の概要

第1号様式を改正し、募集型企画旅行を実施する市町村を記載する欄を追加する(第3種旅行者に対してのみ記載を求めることとする。)

スケジュール

公布日：平成19年3月12日

施行日：平成19年5月12日